

足 監 査 第 4 3 号

令和5(2023)年10月12日

足利市名草財産区管理者

足利市長 早 川 尚 秀 様

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 栗 原 収

令和4(2022)年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算審査
意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和4(2022)年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和4(2022)年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

令和4(2022)年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和5(2023)年9月1日から令和5(2023)年10月4日まで

第3 審査の方法

審査は、足利市監査基準に準拠し、管理者から審査に付された令和4(2022)年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算その他関係書類と会計管理者及び担当部課が所管する諸帳簿等を照合し、計数の確認を行ったほか、事務事業及び予算の執行状況等について関係職員からの説明を聴取して実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は、前記の方法で審査した限り重要な点において、いずれも関係法令に適合し、かつ、決算書類と関係諸帳簿を符合し正確であり、予算の執行もおおむね良好であると認められました。

なお、歳入歳出差引残高は、出納閉鎖日現在における指定金融機関等の預金現在高証明書と一致し、正確であることを確認しました。

- (注)・本文及び表中の金額は、原則として百の位を四捨五入し、千円単位としました。このため、合計額と内訳の計が一致しない場合や決算書と一致しない場合があります。また、前年度対比は、原則として千円単位の数値で比較しました。
- ・ 比率(%)は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入しました。このため、内訳の合計が 100.0 とならない場合があります。
 - ・ ポイントとは、百分率(%)を比較した場合の単純差引数値です。

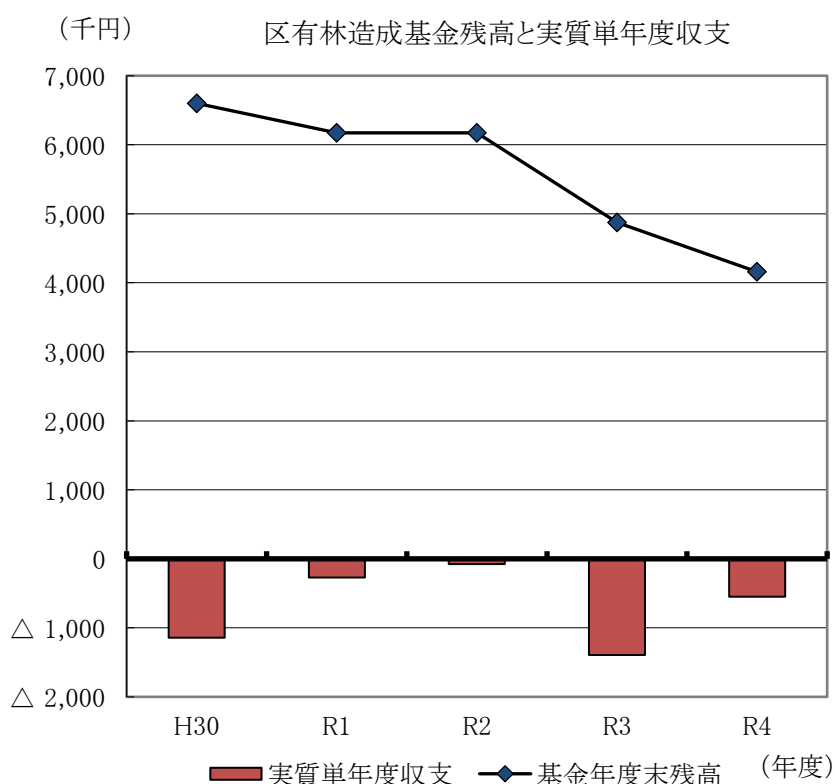
第5 審査の概要

1 財政運営の状況

当年度の財政運営の状況をみると、歳入は 1,284 千円で、前年度に比べて減少し、歳出は 865 千円で、前年度に比べて減少しています。

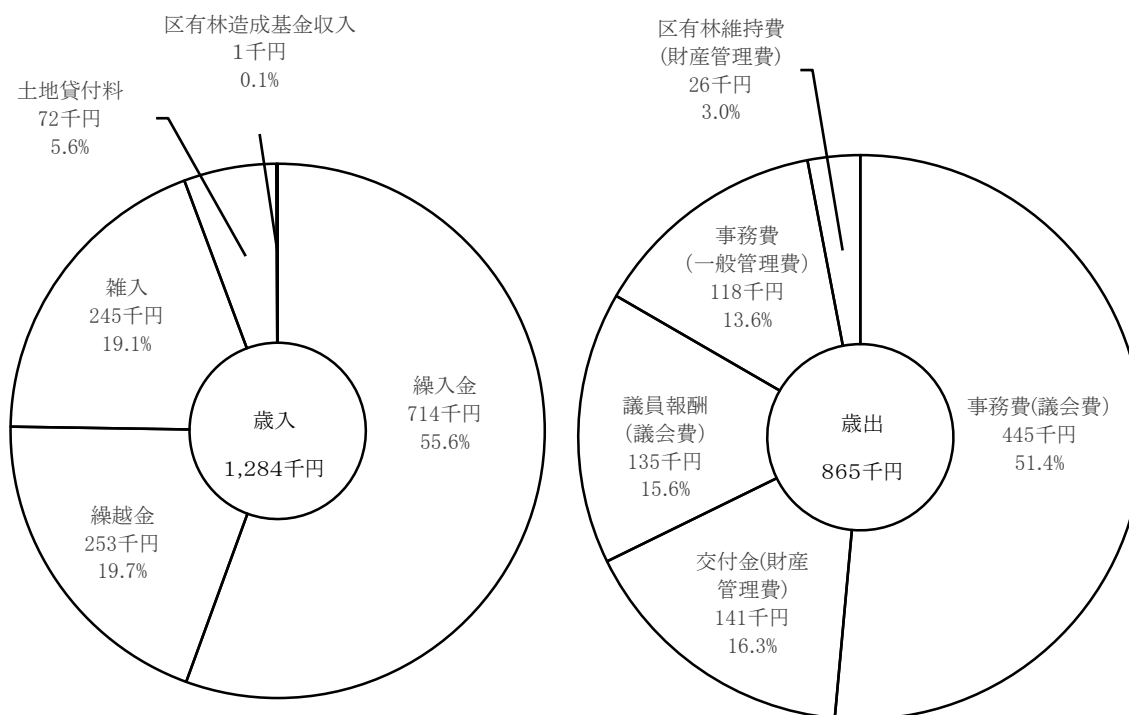
歳入の構成は、主に区有林造成基金繰入金 714 千円、繰越金 253 千円、雑入 245 千円となっており、歳出の構成は、主に事務費(議会費)445 千円、交付金(財産管理費)141 千円、議員報酬(議会費)135 千円となっています。

財政収支をみると、歳入歳出差引額 419 千円から前年度繰越金 253 千円を差し引いた単年度収支は 166 千円の黒字となりましたが、区有林造成基金の取り崩しによる繰入金 714 千円を除いた実質単年度収支が 548 千円の赤字となっています。



2 歳入、歳出

当年度の歳入歳出決算の構成比率は、次のとおりです。



(1) 歳入

(単位 千円・%・ポイント)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
R4	1,290	1,284	1,284	0	99.5	100.0
R3	2,150	1,991	1,991	0	92.6	100.0
比較増減	△ 860	△ 707	△ 707	0	6.9	0.0
増減率	△ 40.0	△ 35.5	△ 35.5	-	-	-

歳入決算額は、前年度に比べて減少しています。

これは、主に繰入金が586千円、繰越金が94千円減少したことによるものです。

調定に対する収入率は100.0%であり、また、収入の事務処理は、適正に行われていました。

(2) 歳 出

(単位 千円・%・ポイント)

年度 \ 区分	予算現額	支出済額	不用額	執行率
R4	1,290	865	425	67.1
R3	2,150	1,738	412	80.8
比較増減	△ 860	△ 873	13	△ 13.7
増減率	△ 40.0	△ 50.2	3.2	-

歳出決算額は、前年度に比べて減少しています。

これは、財産区議会議員の任期満了に伴う改選により、主に負担金、補助及び交付金(議会費)が443千円(皆増)増加したものの、倒木による損害賠償金(財産管理費)が1,094千円(皆減)減少したことなどによるものです。

不用額は425千円で、その主なものは、工事請負費(財産管理費)198千円、需用費(一般管理費)111千円、負担金、補助及び交付金(議会費)57千円です。

なお、予算現額に対する執行率は、前年度に比べて低下しています。

支出の事務処理についても、おおむね適正に行われていました。

3 財産の管理

土地は、1,420,301 m²で当年度中の増減はありませんでした。また、建物も139 m²で増減がなく、主要な物品についても、異動はありませんでした。

山林面積は1,415,261 m²で増減はありませんでした。

立木の推定蓄積量については、当年度中に所有270 m³、分収62 m³の成長があり、年度末現在高は所有30,103 m³、分収2,163 m³、計32,266 m³となっています。

区有林造成基金は、当年度714千円の取り崩しを行ったため、年度末現在高は4,159千円となっています。

財産の管理については、おおむね適正に行われていました。

第6 意 見

財産区は、地方自治法第294条により、その設置が規定され、所有する財産又は公の施設の管理及び処分を主たる目的とし、その実施にあたっては、住民の福祉の増進に寄与するとともに、地区と市との一体性を損なわないように努めることが求められています。

名草財産区においては、近年、基金の取り崩しを実施せず、実質単年度収支の赤字の圧縮に努めてこられました。依然として厳しい財政状況が続く中、当年度

において、財産区議会議員の改選(無投票)が行われ、前年度に引き続き、基金の取り崩しで対応したところです。

昭和 29(1954)年に名草財産区が設置されてから半世紀以上が経過し、社会・経済情勢は当時から大きく様変わりしており、区有財産の主体を成す森林は、木材生産機能のみならず、自然環境や国土の保全等、様々な機能が重要視されています。樹木の安全面での管理も含め、郷土の貴重な緑を護るためにも、山林の保全、活用を含めた財産区のあるべき姿(将来)について早急な検討を望みます。